

2011年9月16日 JAL客乗裁判傍聴記

昨年12月の大晦日に解雇された165名のうち客室乗務員84名の解雇撤回を求める裁判を乗員OBの一人として傍聴してきました。

☆ 傍聴を終えての感想

・片山元管財人や再生機構の人達は整理解雇がこんな大きな問題になるとは思っていなかったのでしょうか。倒産した会社が再生にあたり解雇者が出るのは世間一般の常識からしても当然であり今回の解雇がかなり恣意的なものであっても簡単に処理できると考えていたような気がします。

・まさか解雇者のほとんどが原告になって裁判を起こし支援の輪がこんなに大きくなるのは、しかし片山さんの証言を聞いているとそこにある権力者のおごりのようなものを強く感じました。倒産から更生会社として再出発する過程のなかでどのような人達によって、どのような駆け引きや取引が行われたのでしょうか。倒産の真の原因も決して明らかにされないその巨大な闇が今もJALを覆っているようです。

・赤字路線の廃止や余剰人員の削減は主要銀行からも強く要請されており、それを実施しなければ追加融資もされず深刻な状況になったというのは事実だとしても、余剰人員の削減に整理解雇を紛れ込ませたのは会社労務の意図であり、片山証言に出てくる事前協議会のメンバーに会社労務が加わり整理解雇を主導したに違いないと確信しました。希望退職者で削減目標を達成しているのに、部門別とか稼働数とか新たな定義を持ち込んでまで整理解雇を正当化しようとしているのは、昔組合活動家を解雇したように今回も千載一遇のチャンスとして会社の意に沿わない人間を解雇しようとしたとしか僕には考えられません。

・片山さんは言葉をつくして整理解雇の正当性を主張しましたが、多くのベテラン乗務員を解雇したことによる安全面の危惧については全く言及しなかったのはこれも彼らにとって触れたくなかった話だったのでしょうか。

・管財人を指名したのは裁判所ですからその裁判所で管財人の行った整理解雇の不当性を争う訳ですからどうも歩が悪い気がします。しかし片山証人の不安げな証言の様子はまさに彼らの主張が後付けのものであることを片山さん自身が示しているような気がしました。また事前協議会のメンバーについて覚えていないと苦渋の表情で答えたのは、ひょっとしたら彼自身は会社の整理解雇の要求には弁護士としても不本意だったのかもしれない。

僕は証言席のすぐ後ろに座っていたのですが、彼が質問に答える間ずっと台に置いたハンカチを右手で病的までに小刻みにつまんでいたのが何故か印象的でした。

☆ 証人尋問の概要（被告側主張）

午前中は元管財人の片山さんの証人尋問が行われました。片山さんの法廷にお

ける主張のおおよそは次のような点にありました。

<更生計画について>

- ・自分の経験からしても JAL の更生事案というのは大変特殊なものでした。その理由は巨額の赤字や公的資金の導入について大変厳しい社会の眼がありそのなかで利害関係者の理解を得る必要があったからです。
- ・この厳しい眼というのは国際線の全日空 1 社化論や組織の縮小を求める声であり、ハイヤーの送迎があるといった社員の待遇面についての批判でした。
- ・ですから更生計画は国民目線で納得のいくもの、人員整理といった自助努力、そして更なる倒産は避けるというのがポイントでした。
- ・そもそも航空経営というのは社会状況の変化に影響されやすいというイベントリスクがありながら費用は変わらないという構造を持っています。
- ・従って JAL 再建の方法は赤字路線の廃止や燃料効率の悪い大型機を退役させるなど膨らんだ組織を小さくすること。関係会社を売却など整理すること。組織の縮小規模に合わせた人員体制にして余剰人員を抱えないということでした。

<整理解雇の必要性について>

- ・希望退職者の数が目標に達しなかったため 12 月 9 日に整理解雇を決定しましたがこれまで約束を何度も反故にしてきた JAL が債権者に対し今度は約束を守ると云う事を示すためにも必要だったのです。
- ・11 月 30 日には JAL と再生機構、銀行の間で基本合意が成立しておりこの合意を履行しなければ翌年 3 月に予定していた追加融資がなされないという厳しい状況にありました。12 月には整理解雇を発表し方向性を示す必要があったのです。
- ・銀行側の追加融資に対する前提条件は更生計画にある人員削減に重大な支障が発生しないことであり、人員整理は銀行側の強い要請でした。
- ・4 月から 12 月の間に 1500 億の連結利益が出たのに解雇を行ったのは更生計画では余剰人員を持たないとありますからなお削減が必要でした。また 1500 億というのはかなりゲタをはかしたもので実力ではなく翌年には損失が出る可能性があります。
- ・更生計画というのは法的にも重く、公的資金も入っているのもそれを実行することは国民に対する重い約束なのです。

<整理解雇回避の努力について>

- ・希望退職者を募りましたがここに年齢制限を設けたのは若い人の方が他社との競争力があること、また 45 歳を過ぎていればやめても年金受給資格があり不利益が小さいと考えました。
- ・組合からワークシェアリングの提案がありましたが、それは一時的な対策でダウンサイジングが進めばそれで余剰を解決するのは難しいと判断しました。
- ・手続きの正当性については 12 月 7 日から団体交渉にも出席し整理解雇の必要性について理解を求めました。

片山管財人は管財人の立場というのは債権者、株主から多くの要請があるなか社員や会社の立場の調整をはかるものであり、更生計画に沿った人員整理は応分の負担として止む終えないものと考えていると最後に発言され、この後原告の弁護団から反対尋問を受けました。そこで新たに明らかになったのは主に次のような点でした。

☆証人尋問の概要（原告側尋問）

- ・ 整理解雇の方針や 12 月 9 日の解雇通告は事前協議会という場で決定された。管財人会というのが規定では最高意思決定機関であり事前協議会という存在はどこにも規定がないこと。しかしここでの決定を管財人会にあらためて諮ることはしていなかったこと。事前協議会のメンバーには管財人会のメンバー以外の者が加わっていたがそれが誰だったか片山管財人は覚えていないということ。

- ・ 人件費については再生計画よりさらに 206 億も減少したが整理解雇によって減少した人件費は 6 億であること。それは小額であっても将来的に続くのだからと片山管財人は述べるにとどまり計画よりも大幅に減った理由もいろいろな施策の結果であると具体的には説明をしませんでした。

- ・ 恵まれた待遇というが人件費は以前から全日空と比較しても低いということや、ハイヤー送迎などはるか昔に廃止されていることについて管財人は承知していたのかという質問に対しては答えを避けました。それらは世間の声としてあったというが、それが正しいかどうかも解らず更生計画を作ったのかという質問にも答えることはしませんでした。

- ・ 路線の減少によってある特定の人に仕事がなくなったわけではないのに 9 月 28 日には希望退職者の人選基準を示し以後乗務をはずしたのは理由が不明確であるという追及に対しては先に述べた競争力に言及するだけでした。

- ・ 毎月平均 100 名が取得している無給のリフレッシュ休暇の制度を活用すれば整理解雇の必要性は無かったのではという問いに対してはそもそも余剰人員を持たないという考えであるから余剰人員に対する制度の活用など検討対象にならないと片山管財人は述べました。

その他、片山証言の曖昧な点について弁護側から厳しい追及がありましたが裁判長はあらためて片山さんに事前協議会のメンバーについて尋ねましたがやはり答えはありませんでした。